（基準日未使用残高の額）

第四条　基準日未使用残高は、第一号に掲げる合計額から第二号に掲げる回収額を控除した額とする。

一　当該基準日未使用残高に係る基準日（以下この条において「直近基準日」という。）以前に到来した各基準日に係る前払式支払手段の基準期間発行額（当該各基準日を含む各基準期間において発行した前払式支払手段の発行額として、当該直近基準日をこれらの基準期間の末日とみなして第四十八条第一項の規定により算出した額をいう。）の合計額

二　当該直近基準日以前に発行したすべての前払式支払手段の当該直近基準日までにおける回収額（次のイ及びロに掲げる前払式支払手段の区分に応じ当該イ及びロに定める額の合計額をいう。）

イ　法第三条第一項第一号に掲げる前払式支払手段の使用により代価の弁済に充てられた金額（当該前払式支払手段に係る有効期限の到来その他の理由により代価の弁済に充てられなくなった金額、法第二十条第一項の規定による払戻しの手続において除斥された前払式支払手段の未使用残高（代価の弁済に充てることができる金額をいう。イにおいて同じ。）及び法第三十一条第一項の権利の実行の手続において除斥された前払式支払手段の未使用残高を含む。第十九条、第四十条、第四十一条、第四十六条及び第四十八条において同じ。）

ロ　法第三条第一項第二号に掲げる前払式支払手段の使用により請求された物品又は役務の数量（当該前払式支払手段に係る有効期限の到来その他の理由により請求されなくなった物品又は役務の数量、法第二十条第一項の規定による払戻しの手続において除斥された前払式支払手段の未使用残高（給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量をいう。ロにおいて同じ。）及び法第三十一条第一項の権利の実行の手続において除斥された前払式支払手段の未使用残高を含む。第十九条、第四十条、第四十一条、第四十六条及び第四十八条において同じ。）を当該直近基準日において金銭に換算した金額

（電磁的方法により金額等を記録している前払式支払手段の支払可能金額等）

第五条　前払式支払手段のうち電磁的方法により金額（金額を度その他の単位に換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。以下この条において同じ。）又は物品若しくは役務の数量を記録している前払式支払手段に係る支払可能金額等は、記録される当該金額又は当該数量の上限とする。

（保健施設等に係る前払式支払手段）

第六条　令第四条第四項第二号ホに規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　全国健康保険協会

二　国民健康保険組合又は国民健康保険団体連合会

三　国民年金基金又は国民年金基金連合会

四　石炭鉱業年金基金

五　独立行政法人農業者年金基金

（学校等がその生徒等に対して発行する前払式支払手段）

第七条　令第四条第四項第三号に規定する内閣府令で定める前払式支払手段は、次に掲げる前払式支払手段とする。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百二十四条に規定する専修学校を設置する者（国及び地方公共団体を除く。）が専らその生徒又は職員（以下この号において「生徒等」という。）に対して発行する前払式支払手段（専ら当該生徒等が使用することとされているものに限る。）

二　学校教育法第百三十四条第一項に規定する各種学校を設置する者が専らその生徒（特定課程を履修するものに限る。）又は職員（以下この号において「生徒等」という。）に対して発行する前払式支払手段（専ら当該生徒等が使用することとされているものに限る。）

2　前項第二号の「特定課程」とは、次に掲げる要件のすべてに該当する課程をいう。

一　その修業期間が一年以上であること。

二　その一年の授業時間数（普通科、専攻科その他これらに類する区別された課程がある場合には、それぞれの課程の授業時間数）が六百八十時間以上であること。

三　その施設（教員数を含む。）が同時に授業を受ける生徒数に比し十分であると認められること。

四　その授業が年二回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められていること。

五　その生徒について学年又は学期ごとにその成績の評価が行われ、その結果が成績考査に関する表簿その他の書類に登載されていること。

六　その生徒について所定の技術を修得したかどうかの成績の評価が行われ、その評価に基づいて卒業証書又は修了証書が授与されていること。

（専ら学校等関係者に対して発行する前払式支払手段）

第八条　令第四条第四項第四号に規定する内閣府令で定める前払式支払手段は、専ら特定の学校等（学校教育法第一条に規定する学校、同法第百二十四条に規定する専修学校又は同法第百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。）の学生、生徒（各種学校の生徒にあっては、前条第二項に規定する特定課程を履修するものに限る。）若しくは児童若しくは職員（以下この条において「学生等」という。）又は当該学生等であった者（以下この条において「学校等関係者」と総称する。）の利用に供される売店その他の施設（以下この条において「施設」という。）に係る事業を行うものが専ら当該学校等関係者に対して発行する前払式支払手段（当該学校等関係者に係る施設においてのみ使用することとされているものに限る。）とする。

第二章　自家型発行者

（自家型前払式支払手段の発行の届出）

第九条　自家型発行者は、法第五条第一項の規定による届出をしようとするときは、その自家型前払式支払手段の基準日未使用残高がその発行を開始してから最初に基準額（法第十四条第一項に規定する基準額をいう。第二十四条、第三十三条及び第三十八条において同じ。）を超えることとなった基準日の翌日から二月を経過する日までに、別紙様式第一号により作成した届出書に、当該届出書の写し二通及び法第五条第二項の書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

（届出書のその他の記載事項）

第十条　法第五条第一項第十号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　密接関係者（法第三条第四項に規定する密接関係者をいう。次条第三号及び第十二条第一項第六号において同じ。）の氏名、商号又は名称及び住所並びに法人（人格のない社団又は財団であって代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）にあっては、その代表者又は管理人の氏名及び当該密接関係者と発行者との間の令第三条第一項に規定する密接な関係の内容

二　他に事業を行っているときは、その事業の種類

三　加入する認定資金決済事業者協会の名称

（届出書の添付書類）

第十一条　法第五条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。

一　個人である場合にあっては、住民票の抄本

二　法人である場合にあっては、次に掲げる書類

イ　定款又は寄附行為及び登記事項証明書又はこれに代わる書面

ロ　代表者又は管理人の住民票の抄本（当該代表者又は管理人が外国人である場合には、外国人登録証明書の写し又は外国人登録済証明書）又はこれに代わる書面

ハ　最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）又はこれらに代わる書面（法第五条第一項の規定により届出書を提出した日を含む事業年度に設立された法人にあっては、会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百三十五条第一項又は第六百七十七条第一項の規定により作成するその成立の日における貸借対照表又はこれに代わる書面）

ニ　会計監査人設置会社である場合にあっては、法第五条第一項の規定による届出書を提出した日を含む事業年度の前事業年度の会社法第三百九十六条第一項の規定による会計監査報告の内容を記載した書面

三　密接関係者がいる場合にあっては、戸籍謄本、株主名簿、有価証券報告書その他の令第三条第一項に規定する密接な関係を証する書面

四　その他参考となる事項を記載した書面